

## ネーミングライツパートナー募集要項【提案型】

近江八幡市（以下、「市」という。）では、対象施設等について民間ならではの提案を行う提案型ネーミングライツパートナーを次のとおり募集します。

なお、市が選定・提示した施設のネーミングライツパートナーを募集する場合（以下、「施設特定型」という。）については、別途、募集要項を定めます。

### I. 目的

「ネーミングライツ」とは「命名権」とも呼ばれ、一般的に企業名や商品名、ブランド名などを用いた愛称を施設に付与する権利とされています。本市においては、市の文化施設、スポーツ施設、公園その他の公共施設又はその一部分、市が実施するイベント（講座、セミナー等を含む。）及び事業、市の備品等（以下、「施設等」という。）に対し、民間事業者等の商号若しくは屋号又は民間事業者等が有する商品若しくはサービスの名称等を冠した愛称を命名する権利を「ネーミングライツ」として定義します。この「ネーミングライツ」を活用して、各施設等の安定的な運営、市民サービスの充実および向上を図るとともに、市とネーミングライツ事業に係る契約を締結した民間事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）の社会貢献、認知度向上、事業活動の促進等につなげ、協働型の行政運営および地域の活性化を目指します。

### II. 募集する提案内容

#### 1 対象施設等

市が所有する施設（施設全体だけでなく、施設の一部分を対象とするものも含む。）、備品類、市が実施する事業、イベント等（以下、「施設等」という。）を対象とします。

ただし、以下の施設等を除きます。

- ・ 庁舎、学校、病院等
- ・ ネーミングライツ導入済または施設特定型でネーミングライツパートナーを募集中の施設等
- ・ 施設等名称の設定に経緯のある施設等、その他企業名や商品名等を冠した愛称を付すことでの支障を来すおそれのある施設等
- ・ 市長が愛称を付すことに支障があると認めた施設等

※指定管理者制度を導入している施設は、その施設管理に支障が生じることのないよう、あらかじめ当該施設の指定管理者と協議するものとします。

#### 2 ネーミングライツ料

原則、年額単位でのご提案をお願いします。（消費税および地方消費税を含みます。）

#### 3 契約期間

協議のうえ決定します。原則、以下の期間でのご提案をお願いします。

- (1) 市有施設及びその一部分 3年

- (2) 市が実施するイベント（講座、セミナー等を含む）及び事業 協議により決定した期間
- (3) 市の備品 1年

※契約更新に際しては、原則、優先交渉権（契約期間満了後、ネーミングライツパートナーが継続して契約する意向がある場合、他者に優先して市と交渉できる権利）があります。

#### 4 愛称

愛称は、次に掲げる全ての条件を満たすものとしてください。

- (1) 対象施設等の名称としてふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から市民の理解が得られるものであると市長が認めるものであること
- (2) 近江八幡市広告事業実施要綱（平成22年近江八幡市告示第55号）第3条各号（第10号を除く。）に定める要件に該当しないこと
- (3) 商標権のある名称を命名しようとする場合は、権利者からの許諾が得られることを条件とします。

※ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとします。

※ 今回募集する名称は、施設等の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。また、愛称が定着するまでの間、条例上の名称を併記させていただくことがあります。

※市は、各対象施設等の特性により特定の地名を含める等、別に愛称の条件を定めることができます。

#### 5 ネーミングライツパートナー特典等

- (1) ネーミングライツパートナーは、当該施設等に企業名や商品名等を付した愛称を命名することができます。
- (2) 愛称看板等の設置が可能  
ただし、敷地外や新規の看板設置は市や関係機関と協議の上、可能な表示について行います。
- (3) 施設パンフレット等に愛称を表示することが可能  
ただし、新規作成からの表示となります。パートナー企業の負担による愛称名入りシール等による表示の場合は既存作成からの表示も可能です。
- (4) 市の広報紙やホームページ等を通じた愛称の普及と定着
- (5) 施設内へパートナー企業のPR・商品展示スペースの確保等  
ただし、行政財産目的外使用許可申請等の手続きが必要ですが、目的外使用料は不要です。
- (6) その他ネーミングライツパートナーに付与する特典について、応募者からの提案を可能とし、別途協議の上、決定するものとします。提案内容によっては、ご希望に添えない場合があります。

### III. 愛称の表示等

## I 表示箇所等

- (1) 施設の愛称の表示が可能なものは、施設入口の看板、施設敷地内の案内板、印刷物（パンフレット、ポスター、チラシ等）、施設のホームページ等とし、別途協議の上、決定することとします。また、備品類やイベントの愛称の表示が可能なものは、別途協議の上、決定することとします。
- (2) 原則として、印刷物については、契約を締結した日以後に作成したものの表示から対応することとします。この場合において、その対応の時期は、契約を締結した日前に作成したものの残部数、改定時期等を踏まえた上で、ネーミングライツパートナーと協議し、決定するものとします。
- (3) 施工の範囲、実施時期および内容については市および関係機関と協議の上決定します。
- (4) ネーミングライツパートナーが新たに看板等の設置を希望する場合は、別途市と協議の上、設置の可否を決定することとします。
- (5) 施設の屋外に設置する看板等の広告物については、近江八幡市屋外広告物条例による規制があるため、デザイン案を作成した段階で市への相談が必要になります。
- (6) ネーミングライツパートナーが周辺の道路標識等への愛称の表示を希望する場合は、市および関係機関と協議の上、変更が可能なものについて表示することとします。

## 2 愛称の普及・定着

- (1) 市はネーミングライツパートナー決定後は、速やかに、報道機関への資料配布、ホームページ等を通じて発表します。
- (2) 市は、愛称の普及および定着を図るため、市の各種広報において愛称を使用するとともに、施設管理者やメディア、県内市町等に対し、愛称の使用を働きかけます。

## 3 愛称表示に伴う費用負担等

愛称の表示に伴う市とネーミングライツパートナーとの費用負担は、次の表のとおりとします。この場合において、ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ料のほか、同表による費用を負担する必要があります。

区分	費用負担者
敷地内の看板等の表示変更	ネーミングライツパートナー
敷地外の看板等の表示変更（道路案内表示を含む。）	ネーミングライツパートナー
契約の期間の満了後の原状回復	ネーミングライツパートナー
市が発行するパンフレット、封筒等の印刷物、市ホームページの表示変更等	市

- (1) 指定管理者施設については、この表において「市」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとします。

- (2) ネーミングライツパートナーが設置、変更等をした看板等により第三者に損害が生じた場合は、ネーミングライツパートナーがその費用を負担するものとします。
- (3) 契約書に定めのないリスクが生じた場合の費用の負担は、市とネーミングライツパートナーとが協議して定めるものとします。
- (4) この表において「原状回復」とは、近江八幡市ネーミングライツ事業実施要綱第15条に規定する契約の期間の満了前に契約の解除があった場合の原状回復を含みます。

#### **IV. 応募資格**

---

施設のネーミングライツパートナーに応募することができる民間事業者等は、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい信用と資力を備えた法人その他の団体又は個人事業主とします。ただし、次のいずれかに該当する者および近江八幡市広告掲載基準第4条に規定する業種は応募できないこととします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項の規定により一般競争入札に参加することを停止されている者
- (2) 役員等(応募等有資格者が法人である場合はその役員を、その他の団体については法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等を、個人事業主である場合はその者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められる者
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員である者
- (8) 法令等により許認可が必要な事業であるにもかかわらず、その許認可を受けていない者
- (9) 社会的な問題を起こしている、又はそのおそれがある者
- (10) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- (11) 市から入札参加停止等の行政処分を受けている者
- (12) 国税又は地方税を滞納している者
- (13) 政党その他の政治団体

(14) 宗教団体

(15) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

※市は、各対象施設等の特性等に応じて募集の条件等を別に定めることができます。

## V. 応募手続

---

### 1 募集期間

随時受け付けます。

※ただし、申込書（別記様式第1号（その2）の提出があった日（郵送の場合は消印日）をもって当該施設等に関する申込書の受付を一旦停止し、当該応募について審査します。受付停止期間中の当該施設等に対する応募は、受け付けません。なお、当該提案が失格となる等、ネーミングライツパートナーが選定されなかった場合は、受付を再開します。

### 2 事前相談

提案にあたっては事前相談を必須とし、行政改革主管課において随時受け付けます。

- ・事前相談から本申請まで数カ月程お時間を頂く場合があります。
- ・施設の特性、提案内容等で導入を見送る場合があります。
- ・提案型ではなく【施設特定型】としての応募に切り替えることがあります。

### 3 提出書類

行政改革主管課あてに、以下の書類を提出してください。

- (1)ネーミングライツパートナー申込書（提案型）（別記様式第1号（その2））
- (2)委任状（代理人が申し込む場合に限る。）（別記様式第2号）
- (3) 誓約書（別記様式第3号）
- (4) 法人役員名簿（別記様式第4号）
- (5)地域貢献、地域振興等に対する考え方、活動実績及び今後の計画（別記様式第5号）
- (6) 登記事項証明書（応募等有資格者が法人の場合に限る。）
- (7) 団体の代表者の住民票（応募等有資格者が非法人の場合に限る。）
- (8) 住民票（個人事業主の場合に限る。）
- (9)個人事業の開業届出書の写し（応募等有資格者が個人事業主の場合に限る。）
- (10) 印鑑証明書
- (11) 国税及び地方税を滞納していないことの証明書（募集要項等の配布開始日以後に交付されたもの）
- (12) 定款、寄附行為その他これらに類するもの
- (13) 会社概要及び直近の会計年度の事業計画書

(14) 直近3年の決算報告書類

(15) その他市長が必要と認める書類

## VI. ネーミングライツパートナーの選定方法等

### 1 候補者の選定

市が設置するネーミングライツパートナー選定委員会において、応募資格、愛称案、提案額、契約期間、提案内容、信頼性および地域社会への貢献度を総合的に審査し、ネーミングライツパートナーとしてふさわしいと判断した場合、候補者として選定します。

\*同一の施設等について、同日に複数の応募があった場合は、全応募者について審査を行い、候補者およびその順位を決定します。

\*提案施設等をネーミングライツの導入対象でないと判断した場合は、ネーミングライツパートナーの候補者を選定しません。ネーミングライツの導入の妥当性の判断にあたっては、必要に応じて、市民意見の聴取等を行うこととします。

### 2 選定結果の通知

選定委員会における選定の結果は、応募者全員に文書で通知します。

### 3 候補者との協議

選定した候補者と契約内容について協議を行います。協議は、先順位の候補者から順次行い、当該候補者と合意の可能性がないと市が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位の候補者と契約内容について協議を行うものとします。

### 4 ネーミングライツパートナーの決定および契約

市は、候補者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合は、市は、当該候補者をネーミングライツパートナーに決定し、契約を締結します。

## VII. その他留意事項

1 決定したネーミングライツパートナーの名称および所在地、決定した愛称、ネーミングライツ料等を公表します。

2 ネーミングライツ料の納入時期等、契約の詳細については、協議の上、決定します。

3 ネーミングライツパートナーの決定後に、ネーミングライツパートナーが「IV 応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、市は、ネーミングライツパートナーの取消または契約の解除をできるものとします

4 応募および契約締結にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。

5 提出書類等は、市民や関係機関等から意見を聴取する目的でも使用することがあります。また、提出書類等は返却いたしません。

## VIII. ネーミングライツ導入までの流れ

(1) 提案の募集

- (2) 事前相談
- (3) 庁内調整      ※導入が可能な施設か等の判断を行います。
- (4) 申込書の提出    ※施設特定型に切替する場合や導入を見送る場合もあります。
- (5) 選定審査会の開催
- (6) 優先候補者の決定
- (7) 審査結果の通知
- (8) 契約の締結に向けた協議・調整
- (9) 契約の締結
- (10) 愛称等の公表
- (11) 愛称看板等の設置
- (12) 愛称の使用開始

#### **問い合わせ先・申込書提出先**

---

近江八幡市役所 総合政策部 行政改革課  
〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地      電話 0748-36-5599(直通)  
E-mail : 010426@city.omi-hachiman.lg.jp